

実際に観察される変数であり、未納・未加入の場合に1、その以外の場合に0となるダミー変数である。 Z は、国民年金の未納・未加入に影響を与える一連の外生変数（年齢、稼働所得など）であり、 b 、 α は一連の未知の係数パラメーターで、 v_i は通常の条件を満たす誤差項である。

もし、厚生年金の適用漏れが国民年金の未納・未加入を助長しているのであれば、第(1)式と第(2)式の誤差項の共分散 (Rho) は、統計的に有意であるはずである。表6の推計結果をみると、やはり、誤差項の共分散 (Rho) は、正で統計的に有意である。したがって、厚生年金適用漏れと国民年金の未納・未加入における正の相関性については、表6の推計結果からも推察できる。

なお、表6における厚生年金適用漏れ関数の係数推計値は、おおむね表4と一致しているが、事業所の適用漏れ率の係数推計値は、表4では統計的に有意ではなかったものの、表6では統計的に正で有意となっている。つまり、国民年金未納・未加入行動の影響を考慮しない場合には、地域要因の影響は顕著ではないものの、未納・未加入行動の影響をコントロールして推計すると、地域要因は厚生年金適用漏れに有意な影響を与えていることが分かった。

6 おわりに

厚生年金のパート適用の議論が進む中、現に厚生年金を適用すべき週30時間以上勤務の雇用者の中に、250万人以上もの人の適用漏れ問題が放置されたままである。とくに、週30以上勤務する非正社員について、厚生年金の適用漏れ率がとくに深刻で、推定3割（本稿の調査）から6割（山田・駒村・丸山2008）程度と思われる。そこで、本稿は、週30以上勤務の非正社員の割合が高く、しかも配偶者不在のため、厚生年金の適用漏れが国民年金未納・未加入と直結しやすい母子家庭の母を研究対象として、厚生年金の適用漏れが起きた主な原因と構造を分析してみた。その結果、以下のことが明らかになった。

まず、非正社員の厚生年金適用漏れに有意な影響を与える要因として、勤め先の企業規模、本人が直面している流動性制約の大きさ、そして本人の学歴などが挙げられる。具体的には、(1)5人未満の零細企業に勤める人に比べると、より規模の大きい企業に勤める人の厚生年金適用漏れの確率が24.8%-31.0%ポイントも低い、(2)持家の人（流動性制約の少ない人）が持家でない人より、厚生年金適用漏れの確率が12.4%ポイントも低い、(3)教育年数が1年長くなるごとに、厚生年金適用漏れとなる確率が1.4%ポイント低くなることが分かった。

次に、厚生年金適用漏れとなった非正社員の国民年金加入状況を調べると、国民年金に加入しているのは半分程度に過ぎず、4人に1人が未納・未加入となっていることが分かった。厚生年金適用漏れと国民年金の未納・未加入の同時性を考慮した推計を行なってみた結果、二つのアウトカム（outcome）における同時性の関係が確認されている。つまり、厚生年金の適用漏れは国民年金の空洞化を招く一つの要因で、また大量な将来の無年金者を作り出す落とし穴にもなりかねない。したがって、非正社員の厚生年金の適用漏れ問題を解消することが喫緊の課題である。

大量に存在する非正社員の厚生年金適用漏れを解決するためには、今後(1)事業所、とくに中小事業所の適用漏れを減らすこと、(2)パートなどに対する厚生年金制度の啓発を強化するなどの方策を講じるべきである。もちろん、中小企業は、規模の経済を発揮しにくいいため、厚生年金の管理コストが割高になることや、経営基盤が弱いため、社会保険料負担は経営を圧迫する可能性も配慮する必要がある。なお、管理コスト問題の対策としては、複数の中小企業の厚生年金業務をプールし、一括処理するシステムの導入が考えられる。また、中小企業の弱い経営基盤を配慮して、開業後の数年間または大幅な赤字を出した年度では厚生年金保険料の事業所負担分を減免するなどの施策も検討するべきであろう。

参考文献

山田篤裕・駒村康平・丸山桂 (2008) 「就業形態の多様化に対応するための年金制度改革」『日
年金学会誌』第 26 号 (掲載予定)

(独) 労働政策研究・研修機構 (2008) 『母子家庭の母への就業支援に関する総合的研究』(仮
題) JILPT 総合研究報告書 NO.、近刊

付表 1 本調査と厚生労働省「全国母子世帯等調査」との標本属性の比較

		本調査	厚労省調査2006
母の平均年齢		39.2	39.4
末子の平均年齢		9.5	10.2
母子世帯 となった 理由	死別	5.2	22.1
	生別－離婚	88.4	74.4
	－その他	6.4	3.5
母子になってからの経過期間		5.4	7.6
世帯人員		3.2	3.3
独立母子世帯比率		69.9	67.5
持家比率		41.8	34.7
母の平均稼働所得 (万円)		185.7	171
世帯平均年収(万円)		242.4	213
養育費の受給比率		23.3	19
養育費の平均月額 (万円)		4.6	4.2
サンプル数 (最大)		1,331	1,517

参考資料:厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査結果 (概要)」

付表2 週30時間以上勤務の非正社員の基本属性

変数名	標本数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
厚生年金の加入率	519	32.8%	47.0%	0	1
国民年金未納・未加入率	519	8.9%	28.4%	0	1
事業所の適用漏れ率	519	29.7%	11.2%	10.9%	51.0%
持家ダミー	519	36.8%	48.3%	0	1
養育費ダミー	510	24.5%	43.1%	0	1
親どの同居ダミー	519	20.8%	40.6%	0	1
企業規模1：5人未満	460	6.7%	25.1%	0	1
企業規模2：30人未満	460	23.3%	42.3%	0	1
企業規模3：100人未満	460	23.5%	42.4%	0	1
企業規模4：300人未満	460	15.4%	36.2%	0	1
企業規模5：千人未満	460	12.4%	33.0%	0	1
企業規模6：千人以上・官公庁	460	18.7%	39.0%	0	1
学校教育年数	512	12.8	1.6	9	16
年齢	498	39.1	6.7	20	59
キャリアパス1：就業継続型（非正社員）	486	15.2%	36.0%	0	1
キャリアパス2：再就職型	486	34.4%	47.5%	0	1
キャリアパス3：結婚・出産型	486	42.8%	49.5%	0	1
キャリアパス4：就業未経験型	486	7.6%	26.5%	0	1
業種1：医療・福祉	514	19.6%	39.8%	0	1
業種2：製造業	514	16.0%	36.7%	0	1
業種3：卸売業・小売業	514	10.3%	30.4%	0	1
業種4：金融・保険・不動産	514	6.8%	25.2%	0	1
業種5：サービス業	514	11.7%	32.1%	0	1
業種6：その他	514	35.6%	47.9%	0	1
職種1：事務的な仕事	515	42.9%	49.5%	0	1
職種2：サービスの職業	515	16.9%	37.5%	0	1
職種3：専門・技術的職業	515	6.4%	24.5%	0	1
職種4：技能工・生産工程に関する職業	515	10.9%	31.2%	0	1
職種5：その他	515	22.9%	42.1%	0	1
本人の稼働所得（万円/年）	400	167.4	52.7	80	402

低所得者向けの住宅政策*
－なぜいま住宅政策なのか－

上枝朱美
東京国際大学

2008年3月

1. はじめに

国も地方もいま大きな赤字を抱えており、人口の少子化・高齢化により増大している社会保障給付は抑制されている。また公的な住宅供給は、需要側のニーズに必ずしも一致しておらず、住宅政策を行うことは資源配分に歪みを生じる。それでも住宅政策を行う根拠は何だろうか。租税財源であるということは、納税者の理解を得られることが必要である。そしてとくに低所得者向けの住宅政策が必要な理由は何だろうか。

日本では、住宅の数が世帯数を上回っており¹、総住宅数の12.2%が空き家となっている。このことから住宅の数はもう十分であり、今後は質を重視という考えもある。持家では1住宅当たり居住室数が5.91室で延べ面積が121.67㎡であるのに対して、借家では1住宅当たり居住室数が2.84室、延べ面積が45.59㎡であり、賃貸住宅は持家の半分以下の広さである。平成17年で一般世帯の約2/3は持家(62.1%)に住んでおり、民営の借家27.0%、公営の借家(都道府県営住宅、市町村営住宅)が4.5%と借家に居住している世帯が約3割、そして給与住宅(社宅、公務員住宅など)が3.2%、公団・公社の借家が2.1%となっている²。日本で持家率が高いのは、これまで持家重視政策がとられたためと言われている。大泉(2006)は、住宅・土地市場は二極化しているとし、住宅市場は「階層化」と「不安定性」の2つの問題を抱えているとしている。

日本では所得格差や資産格差が拡大したと言われている³。そして近年、一時点の所得や資産の格差だけではなく、社会的排除の研究が行われるようになった。阿部(2005)では、貧困(poverty)が所得や消費といった一次元の指標であるのに対して、相対的剥奪は労働や住宅、健康、教育、公共サービスへのアクセスといった多次元の状況を考慮しており、さらに貧困や相対的剥奪が静的であるのに対して、社会的排除は動的つまりプロセスを

*本稿は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究「低所得者の実態と社会保障の在り方に関する研究」(主任研究者：阿部 彩)の一環である。本稿の作成にあたり、『社会生活調査』のデータの使用を許可して下さった国立社会保障・人口問題研究所及び公的扶助研究会の皆様へ感謝したい。なお残された誤りは筆者の責任である。

¹ 「日本の住宅・土地―平成15年住宅・土地統計調査の解説―解説編」
(<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2003/10.htm>)参照。

² 「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果「結果の概要」」
(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/kihon1/00/zuhyou/syuyou1.xls>)参照。

³大竹(2005)では、5割前後の人がここ数年で経済格差が拡大したと答えたとしている。

表すものであるとしている。

平成 17 年度の機能別社会保障給付費⁴では、「住宅」は 0.4%に過ぎない。これは生活保護費のうちの住宅扶助のみの金額である。日本では、住宅は狭義の社会保障に含まれていない。住宅については、公営住宅、生活保護、公的介護保険制度等とそれぞれ制度が別であって、議論も別にされている。

人が生活する上で、衣食住が必要である。2005 年のマンションやホテルなどの耐震偽装問題では、住宅の安全性について不安が高まった。しかし、多くの人にとって人生で最も高い買い物である住宅に関して、食品ほどには関心が払われていないように感じる。

早川(1979)では、日本で貧しい住生活を強いられながら、政府に強力な住宅政策を要求する運動が起こらないのは、人間にとって住宅の重要性が、日本人には本当にわかっていないからだとしている。また早川(1995)では、住居は人権であり、福祉の基礎であるとしている。そして居住している家だけではなく町や村や国土そのものが福祉となるような「居住福祉」にしていく必要があるとしている。

本稿では、低所得者向けの住宅政策がなぜ重要であるかを示し、今後の住宅政策の課題について述べたい。筆者は、公営住宅を新たに建設という公的な直接供給ではなく、家賃補助や住宅バウチャーの形での補助が望ましいと考える。それは、居住地が制限されることに加え、消費者側の選択可能性が高まるからである。今後は、低所得者向けの住宅政策の推進を通して、日本全体での住宅の水準を引き上げる方法を考えてみたい。

2. 住宅政策は重要か？

2. 1. 住宅財の特徴

まず「住宅」とはなんだろうか。小沢・水沼(2006)では、「住宅は人が生活する場であり、住人の交代や生活の変化に伴い、姿を変えてゆくものである。…住宅に求められるものは、時代や社会背景によって異なる。住宅はすなわち、「時代を映す鏡」ともいえるのである。」(pp.2-3)としている。

袖井(2002)では、住まいは福祉の基礎であり、また住まいは文化を創造し、伝承される場であり、家そのものが文化であるとしている。そして、居住福祉からさらに進めて「居住文化」の時代に転換することを期待しているとしている。

金本(1997)では、住宅の財の特徴として、(1)必需性、(2)耐久性、(3)家計支出の大きな割合を占めるという意味での重要性、(4)多様性と住宅市場の薄さ、(5)生産における規模の経済性、(6)情報の非対称性、(7)取引費用の重要性を挙げている。そして、住宅需要の所得弾力性は食物などよりも大きく、住宅は資産としての役割を持ち、消費選択と資産選択が同時に行われるとしている。

泉原(2005)では、住宅を所有することで保障や安心感を得るというシェルターの役目を果たしているとしている。高齢女性が持家を所有していないのは、早い時期の死別離別や未婚などの婚姻状況と不安定雇用が関連しているとしている。

住宅は家計支出の大きな割合を占め、そして健康やライフスタイルなどにさまざまな影響を与えている。人々は持家が賃貸住宅かという選択に加えて、住宅の立地や住宅の質に

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「平成 17 年度社会保障給付費」,p.4。

ついても選択を行っている。しかし、住宅の選択は、実は制限された上で行われているのである。ブルデュー(2006)では、「一戸建て住宅の市場は、…国家が決定的役割を果たしている、二重の社会的構築の産物である。すなわち一方には、個々人の性向の生産、…さらには、必要とされる資源の付与すなわち法律や規則によって規定された建築や居住に対する国家的援助を介した需要の構築がある、そして他方には、建築会社への融資の面での、国家（または銀行）の政策を介した供給の構築がある。」(p.34)と言っている。

住宅の需要面・供給面に与える政府の影響は大きい。政府がどういう住宅政策を行うか（あるいは行わないか）は、住宅市場に大きな影響を与え、実際の居住状況が違ってくる。

2. 2. 日本の住宅政策

つぎに日本でこれまで行われてきた住宅政策について簡潔に見てみよう。

戦後の日本の公的住宅政策は、住宅金融公庫、日本住宅公団、公営住宅の3つを柱としてきた（地方住宅供給公社を含めて4つとする場合もある）。この3つはそれぞれ対象とする世帯が異なる。まず住宅に困窮する低所得者層を対象として公営住宅が建設されたが、直接供給には限界があり、住宅金融公庫による低利融資によって持家取得が促進された。また大都市圏における勤労者向け住宅の大量供給のために日本住宅公団が設立された。その後ファミリー向けの良質な住宅を供給するための特定優良賃貸住宅やバリアフリーの対応がなされた高齢者向けの優良賃貸住宅が建設されていった。そして平成8年の公営住宅法改正により市場重視、ストック重視へと変わっていった。

日本住宅公団によって2DKが採用され、日本ではnDKやnLDKという間取りが普及した。住宅や住宅に関する設備の大量生産が行われたこともあり、画一的な住宅が多い。

金本(1997)では、住宅補助政策として、(1)公的に住宅を直接供給、(2)建設や購入に対する補助、(3)住宅居住者に対する補助、(4)税制上の優遇措置の4つとしている。住宅補助制度は資源配分に歪みをもたらすとし、公共住宅は需要側が望ましいものと必ずしも一致しておらず、費用削減のインセンティブが欠如しているとしている。また消費者の効用水準からは、住宅補助よりも所得補助の方が望ましくなるとしている。それに対して、住宅補助を効率性の面から正当化するのは、近隣外部性の存在であるとしている。

瀬古(1998)では、住宅金融公庫の融資方法（狭い住宅の方が借入れの金利が低い）により、住宅の量（床面積）の面では過少消費し、質（住宅のその他の属性）の面では過剰消費するという形で住宅の決定を歪めているとしている⁵。

岡田(2004)では、アメリカでは低所得者が持家を取得する際に税額控除があるとしている。日本でも持家取得には住宅ローン減税など税制面でさまざまな優遇措置があるが、低所得者は恩恵をあまり受けていない。

2006年に制定された「住生活基本法」では、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、(1)現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等、(2)住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成、(3)民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護、(4)低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保、という4つの基本理念を定めている。

⁵ 分析は1985年のデータにより行われている。

終戦後住宅が大量に不足し、その後住宅のスクラップ・アンド・ビルドが繰り返されてきた。日本の住宅が資産として評価されないのは、耐久年数が短いからである。

政府は、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」の中で住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を進めるとしている⁶。国土交通省社会資本整備審議会答申では、「住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を推進するため、耐久性や維持保全の容易性等を備え、住宅を長期にわたって維持管理・流通するための先導的なモデル事業に対する助成制度の創設、円滑な住宅流通等を可能とするため、住宅履歴情報の整備を行うほか、超長期住宅に対応した住宅ローン（期間50年）の開発といった取組に合わせ、関連法案の整備や税制特例に係る検討を進める等、総合的な施策を実施する。」としている。

これまでの日本の住居の歴史を見てくると洋風化の導入など大きな変化が起こった時期がある。今後またなにか大きな変化が起こる可能性はあるだろう。

五十嵐(2008)では、長く使える家づくりのためには、将来の間取りの変更や住宅機器の取り替えのための配慮も欠かせないとしている。また200年住宅のメリットとして資産価値が高いことを挙げている。新築時の費用が増えても、経済的メリットは大きくなり、新築する世代とそれを継承する世代では、継承する世代は住宅に関する生涯費用（ライフサイクルコスト：LCC）は半減するとしている。住宅は一度建設したら終わりではなく、維持・修繕費がかかる。石塚(2006)では、ライフサイクルマネジメントについて説明しており、建物のライフサイクルにわたって総合的に建物の効用の増大と生涯費用の削減の面から検討・考慮し、最適な代替案を選択していく手法としている。ここで建物の使用年数全体の総費用は生涯費用で算定される。

200年住宅は環境の面から望ましい。しかし、格差の拡大につながるおそれがあると思う。最初の世代が費用をかけて長持ちする住宅を所有した場合、相続する世代は住居費が少なくすむ。しかし、耐用年数の短い住宅よりも高価であるため、低所得者は購入が困難であろう。

2. 3. 社会保障と住宅政策

武川(2005)では、日本ではこれまで住宅を社会保障と関連づけて論じられることが少なかったが、住宅は社会保障の所得保障や保健・医療、介護など個別部門とも密接な関わりを持っているとしている。

それでは、人々は住宅の重要度をどう考えているのだろうか。

「福祉と生活に関する意識調査（SPSC調査）⁷」では、政府の役割や社会保障のあり方について尋ねているが、住宅についての公共支出について「大幅に増やすべきだ」が2.8%、「増やすべきだ」が14.8%、「いまのままでいい」が56.4%、「減らすべきだ」が10.5%、「大幅に減らすべきだ」が2.9%、「わからない」が12.6%であった（質問では「なお、「増やすべきだ」というときは、税金が増えるかもしれない、ということにも注意してください

⁶ 「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日）
(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/tenken/pdf/tenken02.pdf>)参照。

⁷ 「福祉と生活に関する意識調査（SPSC調査）、2000」
(<http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/chosa-hyo/0544c.html>)参照。

い。」と記されている)。住宅についての公共支出を増やすべきだと答えている人は少ない。また家の持てない人びとに世間並みの住居を提供することについて、「明らかに政府の責任である」が6.6%、「どちらかといえば政府の責任である」が27.4%、「どちらかといえば政府の責任ではない」が35.0%、「明らかに政府の責任ではない」が17.6%、「わからない」が13.5%となっている。住宅については、政府の責任ではないと答えている人は6割以上である。人々は年金や医療、介護には大きな関心を持ち、政府の責任と考えているが、住宅については異なっている。公的年金などは社会保険方式で行われており、保険料を支払って給付を受けるために権利意識が高いが、住宅は政府の責任という考えは弱いのもかもしれない。

ただし、上記の調査では公共支出の中の優先順位を尋ねてはいない。全体の中でどのくらいの方が住宅政策を望んでいるかはわかるが、どの程度強く望んでいるかはわからない。それでは、どのような住宅政策が望ましいのだろうか。

本間(2004)では、持家と比較して賃貸住宅は最低居住水準未満世帯が多く、自力では居住水準の改善を行うのが不可能な低所得者が多いことから、持家よりも賃貸住宅に関する政策をより重点的に進めることとしている。そして、基本的には公的賃貸住宅の建設・供給が望ましいが、その供給量に限度があるとすれば、家賃補助、住宅手当などの補助制度を活用するしかないとしている。

公営住宅に入居を希望しても超過需要が生じているため、入れない人が存在する。そして入居できた人とできなかった人の間で不公平が生じている。

森田・中村(2004)では、公営住宅の入居によって世帯の消費が変化し、大きな便益を得ていること、低所得世帯への所得再分配を住宅の直接供給で行うことは効率性を損なうとしている。高齢者世帯にとっては公営住宅に居住できることによって便益の増加が大きいとしている。ただし、公営住宅入居の前後で、消費・貯蓄がどのように変化したのか、また消費支出の内訳については分析が行われていない。

永井(2007)は、現在の公営住宅制度の問題点として、抽選倍率という方法による入居者の選別と入居後の家賃格差の2点を挙げている。そして、既存の公営住宅は原則高齢者や障害者世帯に限定し、低所得者には民営住宅での家賃補助に移行すべきとしている。

中川(2003)では、公共住宅政策分野では、住宅バウチャー実験を行った上で消費者主権を発揮しやすいバウチャーの導入を検討することが望ましいとしている。住宅バウチャー実験では、周囲の住環境が居住者の人的資本の蓄積や社会参加に及ぼす外部性を評価するためMTO(Moving to Opportunity Demonstration)⁸タイプが望ましいとしている。

菊池(2004)では、住宅そのものを現物で支給されるべき権利が保障されるとは考えにくいこと、また憲法22条1項で居住・移転の自由が保障されているように、居住の選定は本来個人の選択に委ねられるべきだとしている。しかし、日本の住宅事情や自立助長目的から住宅扶助単給を緩やかに認めるべきだとしている。

2. 4. 住宅は個人の責任か公的な責任か

住宅は、個人の責任なのだろうか、それとも公的な責任なのだろうか。

⁸ アメリカでHUD(Department of Housing and Urban Development)により1994年から実施された。中川(2003)「第10章 社会実験と住宅補助政策」参照。

大本(2006)は、日本は「住居は個人の責任」とする思想のもとにあり、「居住の権利」を前提とした法制度の整備はなされていないとしている。一方国際的には1980年代に居住に関して大きな転機があったとしている。1991年の社会権規約委員会一般意見第四「適切な住居に対する権利」の内容は、①居住への法的安全(tenure)を保障すること、②サービス・物資・設備、およびインフラストラクチャーの利用が可能であること、③住居費の支払い可能性(affordability)、④居住可能性(habitability)、⑤アクセス可能性(accessibility)、⑥場所(location)、⑦文化的相当性となっている⁹。また1996年には第二回国連人間居住委員会(ハビタットⅡ)が開催され、「住居は基本的人権の基礎である。各国政府は居住の権利を完全かつ漸進的に実現する義務を負う」という「居住の権利宣言」が表明された。「居住の権利」=「適切な住まいに住む権利」を「基本的人権」として位置付けたこと、環境と調和した発展ができるような居住をめざす「持続可能な人間居住」が強調されたとしている。

泉原(2005)では、ハウジング・ヒストリーの手法を用いて高齢女性の住宅と貧困について分析を行っている。高齢期の住宅の貧困は、労働市場や社会保障における不利、したがって低所得と強く結びついているとしている。

人生のライフステージによって住宅需要には違いが見られる。住み替えなどは中古市場の整備が必要であるが、これまで住宅の耐用年数が短いこともあって十分とはいえない。個人の責任での住宅市場の整備は限界があるだろう。また「居住は権利である」という考えは浸透していないように思う。

3. 健康と住宅

住居と健康は密接な関係がある。家庭内の事故で亡くなった人12,152人(平成18年)のうち65歳以上が9,421人と77.5%を占めている¹⁰。そして「転倒および転落」が18.6%で、そのうち「スリップ、つまずき及びよろめきによる同一平面上での転落」が8.5%、「階段及びステップからの転落およびその上での転倒」が3.6%、「建物または構造物からの転落」が3.4%となっている。住居内の段差は、日常生活をおくる上で不便であるだけでなく、危険を伴っており、生命や健康に影響を与えている。住居と健康との関連については、これまで多くの研究が行われている(早川・岡本(1993)など)。

2002年2月に実施された「社会生活に関する調査¹¹」では、住まいの状況について聞いている。「となりの物音が聞こえる」と答えたのは、一般低所得世帯が44.6%、生活保護受給世帯が63.3%、「日当たりが悪い」については一般低所得世帯が19.3%、生活保護受給世帯が33.5%、「湿気が多い」は一般低所得世帯が16.3%、生活保護受給世帯が34.0%、「雨漏りやすき間風が入る」は一般低所得世帯が17.8%、生活保護受給世帯が36.5%、「周辺の住環境が悪い」は一般低所得世帯が12.1%、生活保護受給世帯が19.5%であった。生活保護受給世帯は、一般低所得世帯よりも住まいの状況が悪いことがわかる。

⁹大本(2006),pp.6-8。「適切な住居に関する権利」およびハビタットⅡの内容についても大本(2006)参照。

¹⁰厚生労働省 人口動態統計年報 主要統計表「第18表 家庭内における主な不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数・構成割合」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii06/deth18.html>)参照。

¹¹平成13年度に生活保護世帯に対して行われた「社会保障生計調査(家計簿)」と一般低所得世帯が対象の「社会保障生計調査(生計簿)」と同一世帯に対して調査が行われている。中川(2004)参照。

2003年11月に行われた『社会生活調査¹²』では、住宅の設備に関する項目として、(1)家族専用のトイレ、(2)家族専用の炊事場(台所)、(3)家族専用の浴室、(4)家族専用で炊事場とは別の洗面所、(5)寝室と食卓が別の部屋、(6)複数の寝室、また住宅の不具合に関する項目として、(1)物音(がしない)、(2)日当たり(がよい)、(3)湿気(がない)、(4)雨漏り(がしない)、(5)収納スペース(がある)について質問している。また住まいの環境が悪いことによって健康を害している人がいるかどうかについても聞いている

橋木・浦川(2006)の分析では、住宅設備や住宅の不具合、住宅環境による不健康などの悪質な住環境は生活満足度に大きなマイナスの影響をもたらすとしている。

それでは『社会生活調査』のデータからどういう住宅に不都合が多いのかみてみよう。住宅の不都合のうち、「となりの物音が聞こえる」と答えたのは31.6%、「日当たりが悪い」は22.3%、「湿気が多い」は17.5%、「雨漏り、すき間風が入る」は16.5%であった。住宅の所有・建て方と住宅の不都合と関係の結果は、表1のとおりである。

表1 住宅の所有・建て方と住宅の不都合

	となりの物音	日当たりが悪い	湿気が多い	雨漏り、すき間風
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	22.97%	19.59%	11.94%	9.23%
持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	24.83%	23.08%	15.21%	17.48%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	30.61%	16.33%	12.24%	4.08%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	28.95%	21.05%	7.89%	7.89%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	39.06%	25.00%	39.06%	34.38%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	55.92%	32.89%	26.32%	21.05%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	100.00%	50.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	43.33%	15.00%	23.33%	23.33%
公営住宅	65.43%	23.46%	29.63%	29.63%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	33.33%	16.67%	16.67%	33.33%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	38.00%	18.00%	22.00%	20.00%

一戸建てと比べて集合住宅は物音が聞こえると答えた割合が高い。特に民間賃貸の集合住宅では56%となっている。また持家よりも賃貸住宅の方が、湿気が多く、雨漏りやすき

¹² この調査は厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」(主任研究者:後藤玲子)の一環として、国立社会保障・人口問題研究所が民間会社に委託して行ったものである。調査は、無作為抽出した全国の20歳以上の男女2,000人を対象に、調査員による面接調査方式で行われた。有効回答数は、1,520であり、有効回答率は76%である。回答者は、世帯から1名とし、世帯主または世帯の家計を一番よく知っている人(通常は世帯主の妻)とした。

間風が入ると答えた人が多い。住宅の質という面から見ても、持家は賃貸住宅よりも良いということがわかる。

住居が原因で不健康な人がいると答えたのは、75人(4.9%)であった。この人たちは、どういった住居に住んでいるのだろうか。表2は、住居が原因で不健康な人がいる場合の住居の状況である。

表2 住宅の所有・建て方と不健康

持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	民間の賃貸住宅(一戸建て)	民間の賃貸住宅(集合住宅)
20.00%	26.67%	2.67%	2.67%	5.33%	12.00%

公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	公営住宅	勤め先の給与住宅(一戸建て)	勤め先の給与住宅(集合住宅)
0.00%	10.67%	16.00%	0.00%	4.00%

住宅によって健康を害している人がいる場合、住まいの不都合との関連は表3のとおりである。となりの物音が聞こえる場合は3/4を超えている。また湿気や日当たりも健康に影響を与えている可能性があることがわかる。

表3 住まいの不都合と不健康

となりの物音	日当たりが悪い	湿気が多い	雨漏り、すき間風
76.00%	57.33%	65.33%	40.00%

一戸建てよりも集合住宅、さらに持家よりも賃貸住宅の方が住宅の質の水準が低いことがわかる。日本全体での居住水準の向上のためには、賃貸住宅の質を上げることが必要であろう。

4. 高齢者と住宅 — 公的介護保険における住宅改修 —

住宅は社会保障と密接な関連を持っている。以下では社会保障における住宅の中で、公的介護保険制度における住宅改修について見てみよう。

2000年の公的介護保険制度サービス利用者数は184万人(在宅サービス利用者124万人、施設サービス利用者60万人)であったが、2005年4月では337万人¹³(在宅サービス利用者258万人、施設サービス利用者79万人)となっている。とくに在宅サービス利

¹³「平成17年度 介護保険事業状況報告(年報)」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyoku/05/index.html>)参照。

用者の伸びが大きい。施設サービスに対する需要は、供給を大きく上回っている。2004年11月に行われた厚生労働省の調査によれば、全国で33万8千人が特別養護老人ホームへの入所を申し込み、待機している状態であった¹⁴。特別養護老人ホームへの入所を希望しても入れない高齢者が多いことがわかる。

介護保険法では、「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」（第一章 総則 第二条4）としている。また『2015年の高齢者介護¹⁵』においても、今後の高齢者介護は、要介護状態になっても自宅に住み続けたいという希望をかなえ、できる限り在宅で生活をおくれるようにすることであるとしている。

健康状態が悪化しても住居を移動することなく現在の住宅に住み続けたいと考えている高齢者は多い。「平成12年度高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査¹⁶」によれば、身体が虚弱化したときの住まいについて、「現在の住宅にそのまま住み続けたい」が36.3%、「現在の住宅を改造し住みやすくする」が21.4%、ケア付き住宅に入居を希望するのが7.1%、施設入居は14.6%となっている。本人が希望すればできるだけ自宅に住み続けることが望ましい。介護が必要になっても自宅で住み続けるためには、住環境の整備が必要であろう。

内閣府が行った「平成16年度高齢者の日常生活に関する意識調査¹⁷」では、日常生活で不自由を感じるタイミングについて尋ねている。それに対して、「外出するとき（つえ、カート、車椅子などを使用している場合は、使用した状態で）」が64.0%と最も高く、次に多いのが「家の中を移動するとき（つえ、カート、車椅子などを使用している場合は、使用した状態で）」の30.6%である。そして「読んだり、聞いたり、人と会話をするとき」20.7%、「入浴をするとき」17.0%、「着替えや身だしなみを整えるとき」16.0%等の順となっている。家で生活するうえで不便を感じている人は、約3割である。

また住宅についての不満な点（複数回答）については、「住宅が古くなったりいたんだりしている」が14.3%、「住宅の構造や設備が使いにくい」が6.5%となっている。持家居住者の68.1%が「特に不満はない」と答えているのに対して、借家に居住している者で特に不満を持っていない割合は50.5%と、持家居住者の方が住宅に満足している者の割合が高いことがわかる。

また住宅の構造・設備で支障となるものがあるかという問いに対しては、「玄関などに段差があり、昇り降りしにくい」が持家（一戸建て）6.7%、借家（一戸建て）8.5%、持家（共同住宅）4.3%、借家（賃貸住宅）4.0%、「部屋、浴室、トイレの入り口などに段差がある」は、持家（共同住宅）6.8%、持家（一戸建て）5.1%であるのに対して、借家（一戸建て）4.3%、借家（賃貸住宅）4.4%、「トイレが使いにくい」が借家（一戸建て）11.7%、借家

¹⁴日本経済新聞 2005年2月22日夕刊。

¹⁵高齢者介護研究会報告書『2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～』（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/index.html>）。

¹⁶平成13年9月 内閣府ホームページ

（http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h12_sougou/html/0-1.html）参照。

¹⁷内閣府「平成16年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果の概要」（http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h16_nitizyou/index.html）参照。

(賃貸住宅) 13.3%であり、持家(一戸建て) 3.6%、持家(共同住宅) 1.7%、「浴室が使いにくい」が借家(一戸建て) 16.0%、借家(賃貸住宅) 13.8%であり、持家(一戸建て) 4.1%、持家(共同住宅) 3.4%となっている。なお持家居住者の78.6%、借家居住者の65.1%が「特にない」と答えている。持家居住者は、住居の段差に不満を持つ割合が高く、借家ではトイレや浴室に不満を持っている割合が高いことがわかる。

公的介護保険における住宅改修費の支給限度基準額は20万円で、1割の自己負担分を引いた18万円が給付される。住宅改修費の給付対象となるのは、(1)手すりの取付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取替え、(5)洋式便器等への便器の取替え、(6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修¹⁸の6種類に限定されている。

給付対象となる住宅改修のうち多いのは何だろうか。「平成14年度第10回定点市町村調査¹⁹」によれば、平成14年度の住宅改修費給付状況では、支給件数は合計67,096件(92保険者)、給付額は33.6億円(81保険者)となっている。住宅改修の給付内容についてみると、支給件数の53.3%、給付額の割合でも53.0%と半数以上を占めているのは、手すり取付けである。次に多いのは段差解消で、支給件数の21.8%、給付額の割合で21.6%となっている。また支給限度額に対する利用割合(92保険者)では、80%以上が39.1%、60~80%が10.7%、40~60%が13.8%、20~40%が18.6%、20%未満が17.8%で、平均は62.9%である。多くの場合、限度額まで利用していないことがわかる。

高齢になると住宅設備に対するニーズが変わる。住宅改修については借家や施設に居住するものとの不平等という観点からは、給付額を増やすことは難しい。しかし介護保険料引き上げや介護給付費全体の増加を抑制するためには、住宅改修費の増加を検討してもよいのではないだろうか。

5. まとめ

賃貸住宅は、持家と比較して面積が狭いだけでなく、質の面でも水準が低い。また政府の市場化、ストック化の住宅政策の下では、賃貸住宅に居住する低所得者の居住水準の向上は難しいであろう。良質な住宅に暮らせば、健康になり、医療費や介護費も抑制できる。持家に居住している場合でも補助が必要な場合があること、そして今後低所得者向けの住宅政策が重要であることを示した。

今後の低所得者向けの住宅政策の課題としては、以下の4点を挙げたい。

- ①住宅政策を他の政策よりも優先させる強い根拠をさらに示すこと。公的支出を増加するためには、納税者を説得できることが必要である。
- ②社会保障と関連付けて住宅についての分析を行うこと。そして社会保障全体の中で住宅政策を位置付けること。
- ③現行の住宅政策の問題点の分析を行い、現物(公営住宅等の直接供給)、現金(生活保

¹⁸ 「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(厚生省告示第95号)」(平成11年3月31日)。平成12年及び平成13年に改正が行われており、改正後の内容である。

¹⁹ 第3回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会資料(平成17年8月30日開催)「住宅改修の動向」(<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/vAdmPBigcategory20/44C4BD7B9250C7DA4925706F000BA33B?OpenDocument>) 参照。

護の住宅扶助、家賃補助)、住宅バウチャーの選択、あるいは組み合わせを検討する。
④具体的な住宅補助のあり方と国・地方自治体・個人の費用負担のあり方。

上記以外にも多くの課題があるだろう。財政的に厳しい状況ではあるが、低所得者向けの住宅政策の推進を通して、日本全体での住宅の水準を引き上げる方法を考えてみたい。

参考文献

- 阿部 彩(2005)「貧困、相対的剥奪、社会的排除：指標構築と相互関係」、『日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究，厚生労働科学研究報告書』,pp.8-31.
- 五十嵐 健(2008)『200年住宅のすすめ「長く使える家」の経済学』日刊建設通信新聞社.
- 石塚義高(2006)『建築経済学とLCC』経済調査会.
- 泉原美佐(2005)「住宅からみた高齢女性の貧困－「持ち家」中心の福祉社会と女性のハウジング・ヒストリー－」,岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの－』ミネルヴァ書房,pp.95-117.
- 大泉英次(2006)「第5章 民活・規制緩和時代の住宅問題と住宅政策」,塩崎賢明編『住宅政策の再生』日本経済評論社,pp.83-102.
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等』日本経済新聞社.
- 大本圭野(2006)『日本の居住政策と障害をもつ人』東信堂.
- 岡田徹太郎(2005)「アメリカにおける住環境の保障と住宅政策」,『海外社会保障研究』No.152,pp.59-71.
- 小沢朝江・水沼淑子(2006)『日本住居史』吉川弘文堂
- 金本良嗣(1997)『都市経済学』東洋経済新報社
- 菊池馨実(2004)「公的扶助の法的基盤と改革のあり方－「自由」基底的社会保障法理論の視角から」,『季刊社会保障研究』,Vol.39,No.4,pp.424-436
- 瀬古美喜(1998)『土地と住宅の経済分析』創文社
- 袖井孝子(2002)『日本の住まい変わる家族－居住福祉から居住文化へ－』ミネルヴァ書房.
- 武川正吾(2005)「特集の趣旨 社会保障と住宅」,『海外社会保障研究』No.152,p.2.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 永井攻治(2007)「公営住宅の家賃政策－都営住宅を中心として－」『生活経済学研究』,第25巻,pp.117-126.
- 中川 清(2004)「貧困の性格変化と社会生活の困難さ－「社会生活に関する調査」の意義－」,『季刊社会保障研究』,Vol.39,No.4,pp.354-370.
- 中川雅之(2008)『公共経済学と都市政策』日本評論社.
- 早川和男(1979)『住宅貧乏物語』岩波書店.
- 早川和男(1997)『居住福祉』岩波書店.
- 早川和男・岡本祥浩(1993)『居住福祉の論理』東京大学出版会.
- ピエール・ブルデュー著 山田鋭男・渡辺純子訳(2006)『住宅市場の社会経済学』藤原書店
- 本間義人(2004)『戦後住宅政策の検証』信山社.
- 本間義人(2006)『どこへ行く住宅政策』東信社
- 森田 学・中村良平(2004)「公営住宅における居住者便益と消費の非効率性」,『日本経済研究』No.50,pp.19-37.

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
阿部 彩	国民年金の未加入・未納問題と生活保護	阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義	生活保護の経済分析	東京大学出版会	東京	2008	113-143
阿部 彩	日本の経済格差と貧困：研究の蓄積	福原宏幸	社会的排除／包摂と社会政策	法律文化社	京都	2007	243-262
阿部 彩	日本における社会的排除の実態	福原宏幸	社会的排除／包摂と社会政策	法律文化社	京都	2007	129-152
阿部 彩	貧困のリスク	橘木俊詔	経済からみたリスク	岩波書店	東京	2007	65-94
阿部 彩	マイクロ・シミュレーションを用いた税額控除の検討	森信茂樹	税と社会保障の一体化の研究報告書	東京財団	東京	2008	未定
山田篤裕	「貧困の動態分析」(共著：石井加代子)	樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編	日本の家計行動のダイナミズム	慶應義塾大学出版会	東京	2007	101-130
菊地英明	貧困の測定	武川正吾・三重野卓	公共政策の社会学—社会的現実との格闘	東信堂	東京	2007	185-212

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阿部 彩	日本における社会的排除の実態とその要因	季刊社会保障研究	第43号 第1号	27-40	2007
菊地英明	排除されているのは誰か？—「社会生活に関する実態調査」からの検討—	季刊社会保障研究	第43巻 第1号	4-26	2007
西村幸満	就業者における社会的排除—就業の二極化への示唆—	季刊社会保障研究	第43巻 第1号	41-53	2007
阿部 彩	アメリカの所得分配と国民意識	海外社会保障研究	159号	21-36	2007
阿部 彩	母子世帯に対する政策—児童扶養手当の満額受給有期化の意味—	生活経済政策	No.127	3-9	2007
Peter Saunders	繁栄の時代におけるオーストラリア平等主義の変容	海外社会保障研究	159号	4-20	2007
山田篤裕	就業形態の多様化に対応するための年金制度改革 (共著：駒村康平・丸山桂)	年金学会誌	第28号		2008

IV. 研究成果の刊行物・別刷

第3章

貧困のリスク

阿部 彩

近年、「貧困」や「ワーキングプア」という言葉がマスコミでも多くみられるようになってきた。従来、日本は「平等社会」であると信じられ、経済成長を果たした現代日本において貧困は存在しないと考えられてきた。しかし、近年の格差競争に触発され、人々は現代日本においても「あつてはならない生活水準」の人が存在することを感じ始めている。本章は、現代社会において「貧困」であることの意味を整理した上で、日本における貧困者とはどのような人びとであるのか、貧困はどのようなトレンドを追っているのか、その上昇の要因は何なのか、など、日本の貧困の諸相を国際比較を交えながら分析する。そして、日本の社会保障制度が貧困に対してどのような効果を持っているのかを、高齢者、勤労世代、子どももの3つの年齢層に分けて論じ、具体的な政策提言に結びつけていく。

I 貧困リスクのとらえ方

本章は、生活水準の低さや経済的困窮といった「貧困のリスク」について、それが現代日本の社会においてどれほど存在し、どのような人々がそのリスクに直面しているのか、社会保障制度を代表とする公的制度が貧困に面する人々にどれほど役だっているのかなどを、政府による大規模調査や筆者を含む研究チームによる社会調査などのデータを参照しながら論ずる。貧困の各論に飛び込む前に、「貧困リスク」とは何かをまず確認しておこう。

そもそも、貧困とはリスクなのであろうか。リスクの定義については、本シリーズ第1巻の編者による討論会において詳しく論じられているが、リスクという言葉からイメージされやすい「偶発性」を伴ったイベントと想定すると、貧困は必ずしもリスクとは言えない部分がある。本巻の各章にて論じられるような失業・労災、医療、企業倒産など経済学上の各種のリスクは、人々が社会生活を送るうえで「起こるかも知れない(偶発的)」なリスクとして誰もが納得できる。しかし、近年の貧困研究で明らかになってきているのは、このような偶発的な要因によって生じるものではない貧困の側面である。これらの研究は、貧困が固定化し(樋口他, 2003; 太田・坂本, 2004; 浜田, 2007等)、子ども期の生育環境が成人における生活水準の低さに大きく影響し(阿部, 2007)、さらに、それが世代間で継承されていること(青木, 1997; 佐藤, 2002; 刈谷, 2001等)を明らかにしている。つまり、ある人が貧困状況にあることは、その人の人生の上で偶然におこった危険に遭遇したからではなく、すでに生まれた時から存在している所与の条件である場合も多いのである。

一方で、貧困は、現代社会におけるさまざまなリスクの結果として論じられることも多い。失業や企業倒産など経済学上のリスクはそれ自体が問題であるのではなく、それによって引き起こされる生活水準の低下や生活苦が問題であり、そのような諸問題を「貧困」と呼んでいるのである。ここで用いられる「貧困」のコンテクストは、その要因が偶発的なものであれ、所与の不利であれ、あくまでも結果である。その意味で、貧困は本巻の他章と密接に関連している。

さらに、貧困は、リスクに対応するための資源の欠如であるという考えもある。貧困は、疾病や障害、災害、環境問題、失業や加齢などの他のリスクへの対応能力を低下させる。例えば、正社員のAさんにとって数日間風邪をひくことは、病気休暇を活用できることもあり、なんら問題とならないが、それが、一人暮らしの日雇い労働者のBさんであれば病気休暇ももとよりなく、欠勤は即、所得の減少を意味し、蓄えもないため、生活に困窮して、餓死することもありうるのである。この場合、風邪をひくことはAさんにとってはリスクではないが、Bさんにとっては大きなリスクである。これは極端な例であるが、貧困はこのようなリスクの連鎖を引き起こすのである。何故なら、貧困とは低

所得・低資産など経済的指標で測ることができる生活水準の低さのみに現れる現象ではなく、人的資本や家族関係、対人関係の希薄、健康や気力の欠乏など、人々がリスクに対面したときにセーフティ・ネットの役目を果たす諸資源の欠如を伴うからである。このような危険性のスパイラル(The spiral of precariousness)を、社会的排除と呼ぶ場合もある(阿部, 2007)。

II 貧困の定義——貧困とはなにか

貧困の議論を始める前に、貧困の概念とその定義について合意しておく必要がある。まず、強調すべきなのは、貧困の概念は、所得格差や資産格差などの格差の概念と異なるということである。格差は、所得や消費などの生活水準の分配の状況を単に記述するものであり、社会において、どの程度の格差が適正であるのかという価値判断を含んではいない。格差は推奨すべきであるという議論さえも存在する。格差は人々の努力や能力の違いによって生じるものであり、格差があるからこそ人々はより努力するインセンティブを持つという格差は正論がそれである。一方で、貧困は、その定義からして、社会の中で「許されるべきでない」状況を表す概念であり(岩田, 2005)、そこには、何が「許されるべきでない」ものなのかという価値判断が存在する。換言すると、貧困が何かを追求することは、理想とする社会のあり方が何かを問うことなのであり、人々の思想や社会規範に大きく左右される。それ故に、貧困をどう定義するべきかの論争は、早くは20世紀始めから、社会政策学者の間で行われてきた(例えば、著名な Rowntree, 1901など)。しかし、1世紀以上たった現在でも、論争は終わっていない。日本においても、公式な貧困基準は存在しない。日本の公式貧困基準に一番近いものは、生活保護法における最低生活費(保護基準)であるが、これさえも高すぎるなどの批判を浴びており、日本の中で、「許されるべきでない」状況とは何なのかという社会的合意は得られていないといえよう。人々の貧困感を調査した青木・杉村(2006)によると、日本の一般市民の大多数は「貧困」という言葉を現在の日本社会に当てはめることに違和感を抱いており、「貧困」という言葉からイメージされるのは途上国や被災国あるいは敗